

佐賀県告示第 159 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 28 年 3 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

有田町

2 都市計画事業の種類及び名称

有田都市計画下水道事業 有田町公共下水道

3 事業施行期間

平成 7 年 1 月 27 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 7 年 1 月 27 日佐賀県告示第 47 号、平成 11 年 8 月 30 日佐賀県告示第 475 号、平成 15 年 2 月 24 日佐賀県告示第 64 号、平成 19 年 5 月 30 日佐賀県告示第 297 号及び平成 23 年 5 月 20 日佐賀県告示第 178 号の事業地に、西松浦郡有田町大樽一丁目及び二丁目、上幸平一丁目及び二丁目、中樽一丁目、二丁目及び三丁目並びに泉山一丁目及び二丁目を加え、西松浦郡有田町幸平一丁目地内において事業地を変更する。